

2022年度 専門委員会 特許流通委員会



2023年3月9日

特許流通委員会 委員長

小幡 正人

(理光（中国）投資有限公司)

【活動背景】

中国では、一般的に他国と比べて売買等による特許流通が盛んであると知られている。中国での特許流通の実情やその中で行われる価値評価に関する実態を調査。

【FY22参加メンバー】 23団体、35名

理光（中国）投資有限公司	北京	昱路（上海）知識産権服務有限公司	上海
本田技研工業（中国）投資有限公司	北京	林達劉グループ	北京
富士電機株式会社北京事務所	北京	西村あさひ法律事務所	上海
富士通（中国）有限公司	北京	上海駿麒知識産権服務有限公司	日本・上海
日立（中国）有限公司	北京	上海金天知的財産代理事務所	上海
電装（中国）投資有限公司上海技術中心	上海	NGB株式会社	日本
長谷川工業株式会社	日本	IP FORWARD法律特許事務所	上海
鐘化企業管理（上海）有限公司	上海	SINOFAITH IP GROUP	上海
三菱電機（中国）有限公司	北京	森・濱田松本法律事務所	北京
三菱重工業（中国）有限公司	上海	北京銀龍知識産権代理有限公司	北京
欧姆龙（中国）有限公司上海分公司	上海	JETRO香港事務所	香港
東麗繊維研究所（中国）有限公司	上海		

【活動内容】

- 1 年目：特許流通の全体概要・動向把握、仲介の実情やその中で行われる価値判断手法
- 2 年目：仲介方法（事務所・交易PF）、売買以外の手法（融資・証券化）に拡大
- 3 年目：更に多様化（親子間・支援策・開放特許・企業内の価値評価）

年度	FY20	FY21	FY22
目的	①全体概要・動向把握 ②具体的な事例 ③価値評価	①全体概要・動向把握 ②具体的な事例 ③価値評価 ④流通方法 ＊仲介以外も対象	①流通方法・各流通方法の実情・取引フロー調査（17社26名） ②企業内における知財価値評価方法（10社14名） ③日中親子間の知財取引の注意点（7社7名） ④特許流通の支援策のまとめ・実情調査＆開放特許の実態調査（8社10名）
活動	仲介を行う3事務所へヒアリング・意見交換	(1)事務所、交易PF、金融化業務、価値評価会社、価値評価ソフト会社など5か所にヒアリング・意見交換 (2)実案件の価値評価及び評価先との意見交換	(1)目的別に応じたチーム活動 ＊次頁以降で詳細報告 (2)各チームで得た知見の委員会内での共有

【活動内容・実績】

4月13日	活動内容議論 ⇒アンケート実施
5月11日	アンケートに基づきチーム分け確定 ⇒チーム毎の活動が主体に
6月 8日	チーム活動状況共有
6月14日	特別回（過去活動の共有）
7月13日	チーム活動状況共有
8月10日	チーム活動状況共有
9月14日	中勤资产评估有限公司様 ヒアリング・意見交換（第2T主催）
10月12日	IP FORWARD様 ヒアリング・意見交換（第1T主催）
11月 9日	上海知識産権取引中心様 ヒアリング・意見交換（第4T主催）
11月24日	IP FORWARD様 ヒアリング・意見交換（第3T主催）
11月25日	蘇州工業園區様 ヒアリング・意見交換（第4T主催）
12月14日	EAST-IP様 ヒアリング・意見交換（第1T主催）
12月21日	Sinofaith蘇州様 ヒアリング・意見交換（第2T主催）
1月11日	PURPLEVINE様 ヒアリング・意見交換（第1T主催）
1月12日	安永会計事務所様 ヒアリング・意見交換（第3T主催）
2月 8日	来年度の活動議論
3月 8日	各チーム活動の共有

*チーム主催についてはその他のチームの方は出席WANT

【活動テーマ】 中国における特許流通状況の概要理解

- ①特許の売買・ライセンスの状況や実情（件数、上位企業、多いIPC、実績の高い事務所・交易PF、法律、フローなど）
- ②潜在購入者・ライセンシーの探し方
- ③特許の市場価値の評価方法・対価設定の指針（対価設定の妥当性判断）

【今年度の活動内容及び成果】

(1) 下記専門家へのヒアリング・意見交換を実施

- ①IP FORWARD様(10/12)②EAST-IP様(12/14)③紫藤知的財産権グループ様(1/11)

(2)得られた知見

- ・技術取引(2020)の約9割は「技術サービス、技術開発」であり、「技術譲渡」は1割未満
- ・内資企業同士の取引が格段に多い（2020）。技術輸入元はドイツ・日本が上位、一方輸出先はアメリカが圧倒的に一位
- ・取引の流れ。興味のありそうな買い手に情報提供⇒買い手側に購買意欲があればNDA締結⇒特許のリスト、EoUの開示⇒興味があれば権利者と一緒に交渉開始
- ・特許番号だけで売買することはできない。買い手の動機により提供資料を変える必要あり。EoUありで成功率、価格共に大幅に向上する
- ・交渉先の発掘とマッチングについては、知財関連、地方の業界団体、技術移転組織などの人脈を利用。単純な検索のみでマッチングすることはない。
- ・譲渡価格が10万元以上は10%未満。半分以上の特許は5万元以下。特許流通の活発な地域は広東省、浙江省、江蘇省、北京、山東省など。中国企業が海外技術の利用しているのは5%に満たない(2021年)。
- ・評価はコスト法、収益（インカム）法、市場（マーケット）法の3つ。「インカムアプローチ」が国際的に広く利用されているが、まだ利益の出ていない特許の場合はコスト法を採用という場合もあり
- ・支払い方法は 一括払い・分割払い・ロイヤルティ・入門料+ロイヤルティなど。60%以上は一括払い。ロイヤルティ10%未満

1、活動テーマ：実案件に適用可能な簡易かつ論理的な知財価値評価方法の検討・分析

2、今年度の活動内容および一年間の成果

(1) 自社の知財価値評価の現状紹介

- ①活動内容：参加企業6社（日立、理光、鐘化、三菱電機、三菱重工業、欧姆龙）より自社の取組について紹介
- ②活動の成果
 - ・各社とも現在知財価値評価の方法を模索中で、中には特許ツールのスコアを活用している企業もあることがわかった。

(2) 他社の知財価値評価のヒアリング/外部調査

- ①活動内容：中勤資産評価有限公司及びSINOFAITH蘇州のご講演実施
- ②活動の成果
 - ・中勤資産評価有限公司ご講演：A社の知価値評価をインカムアプローチで実施した事例をご紹介頂いた。算出式の中の割引率は企業のビジネス状況や政府施策などに基づきスコア化した値を用いていることがわかった。
 - ・SINOFAITH蘇州ご講演：知財価値評価基準（権利の安定性、適用正品の有無、権利の使用状況など）及び価値評価の実例をご紹介頂いた。B社の事例では損害賠償額（侵害者の利益）やロイヤルティ免除法を用いて知財価値評価を行っていることがわかった。

1. テーマ

『日中親子間での知財取引の注意点の研究』

2. 今年度の活動内容(活動目的)および活動実績

1) 親子間取引の実態調査アンケート(委員会内)

2) 取引関連の法令・法規調査、移転時の国務院届け出手続調査

専利法、実施細則、輸出入管理条例、対外譲渡作業便法、
最高裁解釈、民法典(旧契約法・技術契約)から抽出

3) 親子間取引に関連する移転価格リスクと対策の調査

法律事務所、コンサル会社、会計事務所等へのヒアリング

4) 親子間取引での譲渡対価設定手法の調査

企業4社・専門家4社へのヒアリング

5) 知財取引の手続きフローの整理

法律・法規に基づき想定される手続き(フロー)について整理

鐘化企業管理(上海)有限公司

電装(中国)投資有限公司

富士通(中国)有限公司

森・濱田松本法律事務所

西村あさひ法律事務所

林達劉グループ

長谷川工業株式会社

3. 活動の結果わかったこと

- 1) アンケートより:「譲渡対価設定手法・譲渡手続きは模索中(外部依頼、内部で設定)」
「手続きについて理解し、対応できる人材が中国拠点側にいない」
- 2) 法令法規調査:「中国での発明創作」「発明者の権益」「中国の利益」を保護するための規定多数
- 3) 移転価格リスク:税務当局は「親子間取引における『中国拠点への利益の配分』を重視
違反の場合「追徴課税」「重点監視対象(海外送金・対外貿易に影響)」
- 4) 譲渡対価設定: 親子間取引では「TMMN法」での算定が主流
市場適正価格はなく、評価はまさに「ケースバイケース」
「APA制度」を利用して、取引条件を合意するのリスク回避の一手段
権利のstatus(出願前、登録等)により対価が決まるのではなく、
その知財権に対する現在価値、中国側での付加価値への対価を考慮

総括:今年度の活動を通じて、親子間取引について第三者との知財取引と相違する点を抽出し、今後の取引に大いに参考できる情報を得ることができた。

テーマ：特許流通・開放許諾に関する支援策と実態の調査

活動目的： 特許流通・開放許諾に関する支援策と、実際の運用状況を把握し、活用できる情報を抽出し、参考情報としてメンバー企業に提供する。

活動内容：

Part 1： 支援策・運用実例の調査・情報把握

- ①チームメンバーの要望に基づき、注目地域を絞り
- ②ネット上（当局のHP）に登載された関連情報を月毎に収集し、纏め

Part 2： 支援策について、外資企業（特にメンバーとする日系企業）が活用できる方式の研究

- ①収集された情報から、外資企業利用できる情報を洗い出し
- ②活用方式を仮設し、疑問点を抽出し、有識者と意見交換

活動実績：

Part 1： 支援策・運用実例の調査・情報把握

- ネット上情報登載場所を明確（①人民政府、②市場監督局、③知識産権局は主な場所、一部地域では②③が同一）
- 国家的及び重点地域(※)の情報を月毎に収録（※北京、上海、広東省、浙江省、江蘇省、深圳市、等）

Part 2： 支援策について、外資企業（特にメンバーとする日系企業）が活用できる方式の研究

- それぞれの支援策について、「外資企業該当性」、「補助金関係」、「年金減免」、「流通価額指導」などの面から分析
- 「上海知識産権取引中心」・「蘇州工業園區知識産権局」と意見交換を実施

活動から分かったこと：

■ 特許流通について：

- ①各地域では特許流通(売買・ライセンス)を促すため、専用プラットフォームが設立されていて、売買双方は情報登録・調べることができる
- ②各地域では独自で管轄範囲向け支援策を作っているので、企業は所在地の政策を参考になれる。
- ③政府は主に特許権利者とする中国国有企業/研究機関と実施者とする中小企業間の特許流通のため、補助金支給や特許価値評価などの支援策はあるが、外資企業活用できる政策は目前少ない。
- ④国家的は「知的財産権の産業化への転化を強化する」との方針を立て、CNIPAより「専利評価手引」を策定して、専利ライセンス取引、担保融資等の流通方式における価値実現の重要な支えとなる。

■ 特許開放許諾について：

- ①2021年6月より特許法改正の時点で開放許諾の条項は新設されたが、実際運行に参考とする「専利法実施細則」と「専利審査指南」はまだ改定中であり、操作面では全国統一的の進め方はまだ不明確。
- ②CNIPAは八つ重点試行地域（北京市・上海市・浙江省・江蘇省・湖北省・山東省・陝西省・広東省）を指定し、指定された地域は独自で運行方法を検討中。
- ③外資企業に取って、特許開放許諾に基づき、年金減免以外のメリットは見えていない。（一部地域に実例は出たが、大学→小企業の事例なので、参考になれない。）